

議案第80号

一関市有機肥料センター条例の一部を改正する条例の制定について

一関市有機肥料センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 8 月 27 日 提出

一関市長 勝 部 修

一関市有機肥料センター条例の一部を改正する条例

一関市有機肥料センター条例（平成17年一関市条例第149号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 センターの管理は_____、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者_____（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 市長は、第1条に規定する目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、<u>センターの管理を行わせることができる。</u></p>
<p>(利用時間)</p> <p>第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>指定管理者は、必要があると認めたときは、市長の承認を得て</u>_____、これを変更することができる。</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。第6条第1項及び第7条、第10条の規定において同じ。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、前項ただし書の規定によりセンターの利用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</u></p>
<p>(定期休日)</p>	<p>(定期休日)</p>

第6条 センターの定期休日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 毎年12月31日から翌年の1月3日まで

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を拒むことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(利用料金)

第8条 センターの利用者は、指定管理者にその利用にかかる料金

(以下「利用料金」という。)

第6条 センターの定期休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 毎年12月31日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により臨時に開所し、又は休所する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を拒むことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上適当でないと認めるとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用料)

第8条 センターの利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第9条 前条の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合に

あつては、利用者は、指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用

_____を納付しなければならない。

2 センターの利用料金_____は、別表に定める金額を限度額として_____指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3 [略]

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、必要_____があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て利用料金_____を減額し、又は免除することができる。

第10条・第11条 [略]

別表（第8条関係）

施設名	利用内容	種類	利用料金の限度額（1トン当たり）
[略]			

料金]という。)を納付しなければならない。

2 センターの利用料金の額は、前条に規定する使用料の額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3 [略]

(使用料の減免)

第10条 市長_____は、公益上特別な理由があると認めるときは、使用料（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、利用料金）を減額し、又は免除することができる。

第11条・第12条 [略]

別表（第8条関係）

施設名	利用内容	種類	使用料_____（1トン当たり）
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の一関市有機肥料センター条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。